

秋田県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	3.7E+0						9.2E+2	921.8
2	アクリルアミド	2.0E-1						2.0E-2	0.2
3	アクリル酸エチル	3.3E+0						1.5E+2	149.6
4	アクリル酸及びその水溶性塩	3.7E+0						1.2E-2	3.7
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							1.5E+2	146.2
6	アクリル酸-2-ヒドロキシエチル	2.1E-3						1.3E-4	0.0
7	アクリル酸n-ブチル	9.6E+0						1.9E-2	9.6
8	アクリル酸メチル	8.5E-3						1.5E+2	146.2
9	アクリロニトリル	3.4E-1						6.5E+1	65.4
10	アクロレイン		2.7E+3					2.7E+2	3,008.0
11	アジ化ナトリウム	3.9E-2							0.0
12	アセトアルデヒド	2.6E-1	1.3E+4					2.0E+3	14,914.1
13	アセトニトリル	3.6E+1						6.8E+0	42.7
14	アセトンシアノヒドリン								
15	アセナフテン								
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	3.5E-3							0.0
17	o-アニシジン								
18	アニリン	3.0E-2						4.0E-3	0.0
19	1-アミノ-9,10-アントラキノン								
20	2-アミノエタノール	1.1E+2			2.5E+4			1.5E+4	40,133.9
21	クロリダゾン								
22	フィプロニル					6.0E+0	1.2E+1		18.4
23	p-アミノフェノール								
24	m-アミノフェノール								
25	メトリブジン					5.0E+1			50.0
26	3-アミノ-1-プロペン								

秋田県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
27	メタミロン								
28	アリルアルコール								
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン							2.0E+0	2.0
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩	8.0E+2			6.6E+4			1.0E+4	77,480.6
31	アンチモン及びその化合物	9.2E+0						4.7E+1	56.2
32	アントラセン	1.1E-4							0.0
33	石綿								
34	IPDI	4.4E-1							0.4
35	イソブチルアルデヒド								
36	イソプレン							1.8E+3	1,830.3
37	4,4'-イソプロピリデンジフェノール	6.7E-3						6.8E-1	0.7
38	2,2'-[イソプロピリデンビス[[2,6-ジプロ モ-4,1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール								
39	フェナミホス								
40	ビフェナゼート					2.0E+2			200.0
41	フルトラニル					3.0E+3			2,991.0
42	2-イミダゾリジンチオン	1.4E+0							1.4
43	イミノクタジン								
44	インジウム及びその化合物	1.0E-4						2.8E-2	0.0
45	エタンチオール								
46	キザロホップエチル					4.8E+2			476.0
47	ブタミホス					1.3E+2			125.0
48	EPN								
49	ペンディメタリン					2.4E+3			2,423.4
50	モリネート					1.1E+3			1,056.0
51	2-エチルヘキサン酸	1.5E+1						1.8E-1	14.7
52	アラニカルブ					4.0E+1			40.0

秋田県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
53	エチルベンゼン	3.6E+4	3.6E+4	5.4E+4				7.4E+3	132,642.3
54	ホスチオゼート					9.2E+1			91.5
55	エチレンイミン								
56	エチレンオキシド	4.1E+2						8.3E+1	491.6
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	4.1E+2						4.0E-2	413.2
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	2.0E+1						6.5E-2	19.6
59	エチレンジアミン	1.2E-2						5.8E-4	0.0
60	エチレンジアミン四酢酸	2.5E-1			1.6E+1			2.3E+1	39.1
61	マンネブ					8.0E+2			800.0
62	マンコゼブ(マンゼブ)					4.3E+3			4,318.0
63	ジクアトジプロミド(ジクワット)					6.4E+2			637.0
64	エトフェンプロックス					1.9E+3	2.8E+1		1,908.9
65	エピクロロヒドリン	2.3E-2							0.0
66	1,2-エポキシブタン	2.5E+0							2.5
67	2,3-エポキシ-1-プロパノール								
68	1,2-エポキシプロパン	1.2E-2							0.0
69	2,3-エポキシプロピルフェニルエー テル								
70	エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメ クチンB1b安息香酸塩の混合物					4.0E+0			4.0
71	塩化第二鉄	1.4E-1							0.1
72	塩化パラフィン(C:10-13及びその混合 物)								
73	1-オクタノール	4.1E-2						6.8E-5	0.0
74	p-オクチルフェノール	8.5E-2							0.1
75	カドミウム及びその化合物	5.3E-3						3.7E+1	37.2
76	ε-カプロラクタム	3.5E-1						1.5E-1	0.5
77	カルシウムシアナミド								
78	2,4-キシレノール								

秋田県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用 以外殺虫剤	その他	
79	2,6-キシレノール								
80	キシレン	4.6E+4	1.4E+5	1.1E+5				2.9E+4	322,345.1
81	キノリン	3.1E-5							0.0
82	銀及びその水溶性化合物	7.1E+0						6.8E+1	75.3
83	クメン	3.6E+2	7.1E+2					1.6E+1	1,081.9
84	グリオキサール	1.4E-2						1.7E-3	0.0
85	グルタルアルデヒド	9.5E+0						5.8E-2	9.6
86	クレゾール	1.8E+0						3.4E+1	35.4
87	クロム及び3価クロム化合物	1.2E+0						9.8E+1	99.1
88	6価クロム化合物	5.5E-1							0.5
89	クロロアニリン								
90	アトラジン					5.6E+1			55.6
91	シアナジン								
92	トルフェンピラド					1.2E+2			120.0
93	メトラクロール					5.3E+1			52.8
94	クロロエチレン(塩化ビニル)							2.3E+0	2.3
95	フルアジナム					7.9E+1			78.5
96	ジフェノコナゾール					3.5E+2			345.0
97	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン								
98	クロロ酢酸								
99	クロロ酢酸エチル								
100	プレチラクロール					7.0E+3			7,012.7
101	アラクロール					8.5E+3			8,497.0
102	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン								
103	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (HCFC-142b)							3.1E+3	3,079.1
104	クロロジフルオロメタン(HCFC-22)							7.9E+3	7,865.5

秋田県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
105	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HCFC-124)								
106	クロトリフルオロエタン (HCFC-133)								
107	クロトリフルオロメタン (CFC-13)								
108	メコプロップ					6.8E+2			677.2
109	o-クロロトルエン								
110	p-クロロトルエン								
111	2-クロロ-4-ニトロアニリン								
112	2-クロロニトロベンゼン								
113	シマジン (CAT)								
114	インダノファン					2.8E+1			28.0
115	フェントラザミド					6.4E+3			6,440.2
116	ヘキシチアゾクス					1.0E+1			10.0
117	テブコナゾール					3.6E+2	1.0E+0		361.0
118	ミクロブタニル					1.0E+1			10.0
119	フェンブコナゾール					2.2E+1			22.0
120	o-クロロフェノール								
121	p-クロロフェノール								
122	2-クロロプロピオン酸								
123	3-クロロプロペン (塩化アリル)								
124	クミルロン					2.1E+2			213.4
125	クロロベンゼン	2.7E+2						6.9E+2	957.1
126	クロロペンタフルオロエタン (CFC-115)								
127	クロロホルム	5.5E+1						4.0E+2	453.4
128	クロロメタン (塩化メチル)								
129	4-クロロ-3-メチルフェノール								
130	MCP (MCPA)								

秋田県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
131	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン								
132	コバルト及びその化合物	7.6E+0						5.3E+1	60.8
133	酢酸2-エトキシエチル	3.9E+2						4.0E-3	386.7
134	酢酸ビニル	1.3E+2						1.4E+2	266.9
135	酢酸2-メトキシエチル								
136	サリチルアルデヒド								
137	シアナミド					6.0E+0			6.0
138	ジクロシメット								
139	トラロメリン					1.4E+1	1.2E+0		15.2
140	フェンプロパトリン					1.0E+1	1.2E+0		11.2
141	シモキサニル					3.0E+1			30.0
142	2,4-ジアミノアニソール								
143	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル								
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸 塩を除く。)	6.1E+0						8.4E+1	89.9
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール								
146	ピリミホスメチル								
147	チオベンカルブ					4.6E+2			458.0
148	カフェンストール					3.0E+2			300.0
149	四塩化炭素	3.9E-2							0.0
150	1,4-ジオキサン	1.1E+1						4.3E+1	53.8
151	1,3-ジオキソラン								
152	カルタップ					3.1E+3			3,056.0
153	テトラメリン						2.0E+2		196.5
154	シクロヘキシルアミン								
155	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	1.3E+0						2.5E+0	3.7
156	ジクロロアニリン								

秋田県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
157	1,2-ジクロロエタン	6.9E+0						1.8E-1	7.1
158	1,1-ジクロロエチレン(塩化ビニリデン)								
159	cis-1,2-ジクロロエチレン								
160	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメ タン	5.6E-1							0.6
161	ジクロロジフルオロメタン(CFC-12)							3.9E+3	3,860.3
162	プロピザミド					3.2E+2			322.0
163	ジクロロテトラフルオロエタン(CFC- 114)								
164	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン (HCFC-123)							3.2E+2	323.9
165	2,4-ジクロロトルエン								
166	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン								
167	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン								
168	イプロジオン					3.2E+2			315.0
169	ジウロン	4.2E-1				1.1E+3		1.2E-1	1,080.5
170	テトラコナゾール								
171	プロピコナゾール					5.0E+1		6.6E+0	56.6
172	オキサジクロメホン					1.7E+2			165.8
173	ピンクロゾリン								
174	リニューロン					8.2E+3			8,187.2
175	2,4-D(2,4-PA)					4.0E+3			4,009.5
176	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン (HCFC-141b)							8.9E+3	8,861.9
177	ジクロロフルオロメタン(HCFC-21)								
178	1,2-ジクロロプロパン							4.7E+1	47.1
179	D-D					9.4E+3			9,421.0
180	3,3'-ジクロロベンジジン								
181	ジクロロベンゼン	1.0E-1					2.8E+2	2.8E+4	28,231.8
182	ピラゾキシフェン					2.4E+2			235.0

秋田県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
183	ピラゾレート					1.0E+4			10,245.4
184	ジクロベニル (DBN)					1.3E+3			1,268.5
185	ジクロロペンタフルオロプロパン (HCFC-225)							1.6E+2	159.4
186	ジクロロメタン (塩化メチレン)	1.4E+4						1.4E+1	14,013.4
187	ジチアノン					1.2E+3			1,218.0
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン								
189	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチア ゾールスルフェンアミド								
190	ジシクロペンタジエン	1.3E-4							0.0
191	イソプロチオラン					4.5E+2			448.0
192	エディフェンホス (EDDP)								
193	エチルチオメトン (ジスルホトン)								
194	ホサロン								
195	プロチオホス					1.5E+2			154.0
196	メチダチオン (DMTP)					7.2E+1			72.0
197	マラソン (マラチオン)					4.6E+2			463.0
198	ジメエート								
199	CIフルオレスセント260								
200	ジニトロトルエン								
201	2,4-ジニトロフェノール								
202	ジビニルベンゼン								
203	ジフェニルアミン	5.2E-1							0.5
204	ジフェニルエーテル								
205	1,3-ジフェニルグアニジン	1.1E-4						5.3E-4	0.0
206	カルボスルファン					1.2E+1			12.0
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	4.2E+0						2.4E+1	28.1
208	2,4-ジ-tert-ブチルフェノール								

秋田県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農業	農業用以外殺虫剤	その他	
209	ジプロモクロロメタン							5.5E+2	553.4
210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド								
211	ジプロモテトラフルオロエタン(ハロン-2402)								
212	アセフェート					6.8E+2			675.0
213	N,N-ジメチルアセトアミド	7.5E+1						7.3E+0	82.0
214	2,4-ジメチルアニリン								
215	2,6-ジメチルアニリン								
216	N,N-ジメチルアニリン	2.3E-3							0.0
217	チオシクラム					5.0E+1			50.0
218	ジメチルアミン	1.6E-1						1.6E-3	0.2
219	ジメチルジスルフィド								
220	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩								
221	ベンフラカルブ					3.9E+2			388.0
222	フェノチオカルブ								
223	N,N-ジメチルデシルアミン								
224	N,N-ジメチルデシルアミン=N-オキッド	1.6E+0			8.9E+3			6.6E+1	8,977.0
225	トリクロルホン(DEP)						3.8E+0		3.8
226	1,1-ジメチルヒドラジン								
227	パラコートジクロリド(パラコート)					4.6E+2			455.0
228	3,3'-ジメチルビフェニル-4,4'-ジイル = ジイソシアネート								
229	チオファネートメチル					2.4E+3			2,398.0
230	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-p-フェニレンジアミン								
231	3,3'-ジメチルベンジジン(o-トリジン)								
232	N,N-ジメチルホルムアミド	6.5E+3							6,538.8
233	フェントエート(PAP)					7.8E+2			780.0
234	臭素	3.4E-2							0.0

秋田県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用 以外殺虫剤	その他	
235	臭素酸の水溶性塩	7.2E-5							0.0
236	アイオキシニル					3.0E+1			30.0
237	水銀及びその化合物	2.6E-1						7.3E+1	73.7
238	水素化テルフェニル								
239	有機スズ化合物	1.4E+0							1.4
240	スチレン	1.2E+3	7.7E+3	2.1E+2				5.7E+2	9,699.7
241	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエ ステルナトリウム塩								
242	セレン及びその化合物	1.4E-3						2.2E+2	217.4
243	ダイオキシン類							3.8E+2	375.8
244	ダゾメット					1.1E+4			10,808.0
245	チオ尿素	4.7E-5						3.6E-4	0.0
246	チオフェノール								
247	ピラクロホス								
248	ダイアジノン					1.4E+3	3.5E-1		1,391.4
249	クロルピリホス					6.4E+2			636.0
250	イソキサチオン					1.6E+2			163.0
251	フェニトロチオン (MEP)					3.8E+3	9.0E+1		3,891.9
252	フェンチオン (MPP)						3.8E+1		37.8
253	プロフェノホス								
254	イプロベンホス (IBP)								
255	デカブロモジフェニルエーテル	3.2E-2							0.0
256	デカン酸						1.7E-2		0.0
257	デシルアルコール					2.3E+3			2,265.1
258	ヘキサメチレンテトラミン	9.7E-1						1.6E+2	156.7
259	テトラエチルチウラムジスルフィド	3.0E+0							3.0
260	クロロタロニル (TPN)					6.0E+3			6,035.0

秋田県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
261	フサライド					1.6E+4			16,051.0
262	テトラクロロエチレン	1.3E+3					5.6E+1		1,361.9
263	テトラクロロジフルオロエタン (CFC-112)								
264	2,3,5,6-テトラクロロ-p-ベンゾキノ								
265	テトラヒドロメチル無水フタル酸								
266	テフルトリン					1.5E+2			145.5
267	チオジカルブ					7.9E+1			79.0
268	チウラム (チラム)	6.6E+0				4.8E+3			4,796.6
269	イソフイトール								
270	テレフタル酸	8.6E-6					2.6E-5		0.0
271	テレフタル酸ジメチル								
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	1.2E+0					6.2E+1		62.8
273	1-ドデカノール	5.7E-2					2.6E+1		26.0
274	tert-ドデカンチオール								
275	ドデシル硫酸ナトリウム	2.5E+2			2.1E+4		3.0E+3		24,305.0
276	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン	9.3E-1					3.1E+0		4.1
277	トリエチルアミン	3.1E+1					1.5E+1		46.0
278	トリエチレンテトラミン	1.4E+0					7.0E+0		8.4
279	1,1,1-トリクロロエタン								
280	1,1,2-トリクロロエタン								
281	トリクロロエチレン	3.3E+3					7.6E+1		3,365.3
282	トリクロロ酢酸	3.4E-1					2.0E+0		2.3
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン								
284	トリクロロトリフルオロエタン (CFC-113)								
285	クロロピクリン					6.3E+3			6,311.5
286	トリクロピル					4.4E+1			44.0

秋田県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
287	2,4,6-トリクロロフェノール								
288	トリクロロフルオロメタン (CFC-11)							7.1E+3	7,126.4
289	1,2,3-トリクロロプロパン								
290	トリクロロベンゼン								
291	イソシアヌル酸トリグリシジル								
292	トリプチルアミン								
293	トリフルラリン					8.4E+2			839.6
294	2,4,6-トリブプロモフェノール								
295	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール								
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	9.3E+3	2.2E+4					2.1E+3	33,101.9
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	4.1E+3	1.2E+4	1.2E+4				1.1E+3	29,837.2
298	トリレンジイソシアネート	2.0E+0							2.0
299	トルイジン	6.9E-3						1.8E-3	0.0
300	トルエン	8.7E+4	2.4E+5	6.0E+4				1.3E+4	404,693.3
301	トルエンジアミン								
302	ナフタレン	6.6E+2	4.8E+2					2.7E+3	3,800.7
303	1,5-ナフタレンジイソシアネート								
304	鉛	6.4E-2							0.1
305	鉛化合物	1.9E+0						1.4E+2	145.0
306	二アクリル酸ヘキサメチレン	3.3E-2							0.0
307	二塩酸化化ジルコニウム								
308	ニッケル	4.3E-2						6.9E-2	0.1
309	ニッケル化合物	2.9E+0						4.3E+2	436.6
310	ニトリロ三酢酸								
311	o-ニトロアニソール								
312	o-ニトロアニリン								

秋田県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
313	ニトログリセリン								
314	p-クロロニトロベンゼン								
315	o-ニトロトルエン								
316	ニトロベンゼン	1.1E-1							0.1
317	ニトロメタン	2.6E-2							0.0
318	二硫化炭素	2.5E-1						1.1E-2	0.3
319	1-ノナノール								
320	ノニルフェノール	1.1E-2						2.9E-2	0.0
321	バナジウム化合物	2.3E-2						1.4E+2	144.2
322	Clディスプレイズブルー 79:1	8.2E-1						1.1E+0	1.9
323	シメリン					5.2E+2			523.5
324	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン								
325	オキシ銅					2.1E+3			2,057.0
326	クロフェンチジン								
327	1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン								
328	ジラム	4.7E-1				6.4E+1		6.5E-1	65.1
329	ポリカーバメート							7.9E+2	790.9
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペ ルオキシド	2.2E+0						1.3E-1	2.4
331	カズサホス					5.1E+1			51.0
332	砒素及びその無機化合物	1.8E-5						4.2E+1	42.0
333	ヒドラジン	3.3E-1							0.3
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル								
335	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド								
336	ヒドロキノン	7.3E-1						6.0E-1	1.3
337	4-ビニル-1-シクロヘキセン								
338	2-ビニルピリジン								

秋田県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
339	N-ビニル-2-ピロリドン								
340	ビフェニル								
341	ピペラジン								
342	ピリジン	2.4E-1						3.9E-2	0.3
343	ピロカテコール	4.6E-4							0.0
344	フェニルオキシラン								
345	フェニルヒドラジン								
346	2-フェニルフェノール							3.5E+1	34.9
347	N-フェニルマレイミド								
348	フェニレンジアミン								
349	フェノール	1.4E+1						4.7E+1	60.4
350	ペルメトリン					2.6E+2	6.5E+1		326.7
351	1,3-ブタジエン		8.8E+3					5.3E+2	9,353.2
352	フタル酸ジアリル								
353	フタル酸ジエチル								
354	フタル酸ジ-n-ブチル	5.0E+0		3.8E+2				9.1E+1	473.5
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	8.5E+1						6.6E+0	91.7
356	フタル酸n-ブチル=ベンジル	3.6E+0							3.6
357	ブプロフェジン					2.8E+2			280.0
358	テブフェノジド								
359	n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエー テル								
360	ペノミル					9.6E+2			955.0
361	シハロホップブチル					2.6E+3			2,584.5
362	ジアフェンチウロン								
363	オキサジアゾン					5.2E+2			520.0
364	フェンピロキシメート					1.0E+1			10.0

秋田県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
365	ブチルヒドロキシアニソール								
366	tert-ブチル=ヒドロペルオキシド								
367	o-sec-ブチルフェノール								
368	4-tert-ブチルフェノール	5.3E-2						2.1E-2	0.1
369	プロバルギット (BPPS)					9.0E+1			90.0
370	ピリダベン								
371	テブフェンピラド					1.0E+1			10.0
372	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾール スルフェンアミド	5.2E+0							5.2
373	2-tert-ブチル-5-メチルフェノール								
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	2.5E+2						3.5E+4	35,597.9
375	2-ブテナール								
376	ブタクロール					4.8E+3			4,777.0
377	フラン								
378	プロピネブ					1.9E+3			1,890.0
379	2-プロピン-1-オール								
380	プロモクロロジフルオロメタン (ハロン- 1211)								
381	プロモジクロロメタン							3.6E+2	363.8
382	プロモトリフルオロメタン (ハロン- 1301)								
383	プロマシル					9.9E+2			993.0
384	1-ブロモプロパン	2.2E+3							2,207.3
385	2-ブロモプロパン								
386	ブロモメタン					4.4E+3			4,443.8
387	酸化フェンブタズ								
388	エンドスルファン (ベンゾエピン)								
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム= クロリド	5.0E+0			1.0E+3			5.5E+1	1,090.3
390	ヘキサメチレンジアミン								

秋田県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	2.3E-1							0.2
392	n-ヘキサン	2.1E+4	4.6E+4					4.6E+3	71,198.2
393	ベタナフトール								
394	ベリリウム及びその化合物							3.9E+1	39.3
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	5.1E-1							0.5
396	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (PFOS)								
397	ベンジリジン=トリクロリド								
398	ベンジル=クロリド	2.5E-3							0.0
399	ベンズアルデヒド	9.6E-4	3.5E+3					1.7E+2	3,716.3
400	ベンゼン	1.3E+3	5.1E+4					7.4E+3	60,182.6
401	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	7.3E-7							0.0
402	メフェナセット					1.1E+3			1,140.0
403	ベンゾフェノン	1.0E-3						5.7E-4	0.0
404	ペンタクロロフェノール (PCP)								
405	ほう素化合物	3.0E+1					1.5E+1	7.0E+4	69,969.0
406	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB)								
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル (C:12-15及びその混合物)	2.2E+3			2.2E+5			1.0E+4	230,875.6
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニル エーテル	2.6E+1			3.7E+2			2.2E+3	2,626.6
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル 硫酸エステルナトリウム	4.3E+1			4.1E+4			2.9E+4	69,847.1
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニル エーテル	3.5E+2			6.5E+2			3.9E+3	4,872.3
411	ホルムアルデヒド	1.8E+4	3.5E+4					5.2E+3	58,593.9
412	マンガン及びその化合物	2.2E+0						7.4E+1	76.5
413	無水フタル酸	7.7E-1							0.8
414	無水マレイン酸	4.4E-3						9.0E-7	0.0
415	メタクリル酸	2.3E+1						3.8E-1	23.1
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル	2.2E+0						4.3E-3	2.2

秋田県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル								
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	3.4E-4						1.2E-3	0.0
419	メタクリル酸n-ブチル								
420	メタクリル酸メチル	3.5E+2						6.5E+1	415.9
421	4-メチリデンオキセタン-2-オン								
422	フェリムゾン					5.4E+3			5,449.0
423	メチルアミン	9.7E-5						3.0E-6	0.0
424	メチル=イソチオシアネート								
425	イソプロカルブ (MIPC)								
426	カルボフラン								
427	カルバリル (NAC)					5.2E+2	7.6E+1		591.1
428	フェノブカルブ (BPMC)					1.0E+1	7.7E+1		87.0
429	ハロスルフロンメチル					4.9E+1			48.6
430	インドキサカルブ					5.0E+0			5.0
431	アゾキシストロビン					7.5E+2			751.1
432	アミトラズ								
433	カーバム					2.0E+2			200.0
434	オキサミル					2.5E+1			24.8
435	ピリミノバックメチル					1.3E+3			1,325.4
436	α-メチルスチレン								
437	3-メチルチオプロパナール								
438	メチルナフタレン	1.6E+0						6.8E+3	6,780.9
439	3-メチルピリジン								
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペル オキシド	1.0E-1						5.3E-1	0.6
441	ジノセブ (DNBP)								
442	メプロニル					6.0E+0			6.0

秋田県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
443	メソミル					9.0E+1			90.0
444	トリフロキシストロピン					2.5E+1			25.0
445	クレソキシムメチル					8.8E+1			88.4
446	4,4'-メチレンジアニリン								
447	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジ イソシアネート	8.4E-1							0.8
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソ シアネート	3.1E+1							31.3
449	フェンメディファム								
450	ピリプチカルブ					2.5E+2			252.0
451	2-メトキシ-5-メチルアニリン								
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	3.6E+0							3.6
453	モリブデン及びその化合物	7.2E-1						8.2E+1	82.7
454	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	2.9E-1							0.3
455	モルホリン	1.4E+1						6.0E+1	73.6
456	リン化アルミニウム					1.7E+2			165.0
457	ジクロルボス (DDVP)						4.2E+2		417.7
458	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)								
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)								
460	りん酸トリトリル	5.4E-1							0.5
461	りん酸トリフェニル	7.7E-1						1.2E+0	1.9
462	りん酸トリ-n-ブチル	4.1E-5						2.5E-4	0.0
合 計		2.6E+5	6.2E+5	2.3E+5	3.8E+5	1.7E+5	1.3E+3	3.3E+5	1,998,987.0

注1) 243ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年

注2) 「移動体」の排出量の一部は、都道府県別に区分できないため、都道府県合計と全国合計は一致しない物質があります。